

岐阜市男女共同参画推進審議会苦情処理部会設置要綱

平成17年10月6日決裁

(設置)

第1条 岐阜市男女共同参画推進審議会規則（平成14年岐阜市規則第44号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定に基づき、岐阜市男女共同参画推進条例に係る苦情等の対応に関する要綱（平成17年10月6日決裁）第2条に規定する苦情等の申出のうち岐阜市男女共同参画推進条例（平成14年岐阜市条例第25号。以下「条例」という。）第20条第2項に掲げる事項に関するものを審議するため、条例第20条に規定する岐阜市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）に苦情処理部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、審議会の委員のうち3人以内のものをもって組織する。この場合において、審議会の会長は、男女の委員を指名しなければならない。

2 部会の委員の任期及び再任については、条例第20条第6項及び第7項の規定を準用する。

3 部会に、部会長を置き、委員の互選によって定める。

(会議)

第3条 部会の会議は、市長の求めに応じ、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又はその意見を聴くことができる。

3 部会長は、部会の審議結果について、市長及び審議会に報告するものとする。

(守秘義務)

第4条 部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第5条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月6日から施行する。